

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内
電話 (0857) 27-5566

5月15日、日本医師会館において開催され、岡本委員長と出席した。主な議事は前回の執行委員会で規約が改正されたことを受けての役員人事、平成24年度交付金などであった。

5. 平成23年度収支決算承認について
○医師連盟会計
収入 済額二千八百一萬八千九百三十八円、支出 済額二千六百七十七萬八千五百五十三円、収支残額千五百三十四萬七百八十五円の決算を承認した。

4. 日医連「第1回医政活動研究会」の出席報告(清水執行委員)

7月17日、日本医師会館において開催され、岡田委員(池田光之先生の代理)と出席した。横倉委員長の挨拶に続き平成23年度に8ブロックで開催した医政活動研究会の開催報告があり、中国四国ブロックの開催報告を行った。

日医の医療政策課題として中川副委員長から主に医学部新設についての考え方の説明があり、既に千三百六十六人の増員(約13大学分相当)となっており反対である。

日医連の医政活動として今村副委員長から控除対象外消費税問題について解説がなされた。

鳥取県医師連盟規約

昭和27年8月3日

医師連盟設立総会議決

昭和41年10月9日 一部改正
昭和54年9月16日 一部改正
平成16年2月28日 一部改正
平成24年3月29日 一部改正

(名称)

第1条 本連盟は、鳥取県医師連盟(以下「本連盟」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、鳥取県鳥取市に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、本連盟会員相互の全県的連携、協調のもと、鳥取県医師会の目的を達成するために必要な政治的活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 国会、県会、その他に代表の進出を推進すること
(2) その他本連盟の目的を達成するために必要な政治的活動

(組織)

第5条 本連盟は、各地区医師連盟の連合体とする。

(会員)

第6条 本連盟の会員(以下「会

員」という。)は、本連盟の目的及び事業に賛同する鳥取県医師会会員である者とする。
2 会員は、本連盟の目的達成のために一致協力して第4条に規定する事業を推進するとともに、積極的に参画するものとする。

(負担金)

第7条 会員は、別に定める負担金を納入しなければならない。ただし、特別の事情がある者に対しては、執行委員会の決議を経て、その額を減免することができる。

(役員)

第8条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 常任執行委員 若干名

(委員長)

第9条 委員長は、本連盟の目的に基づき、鳥取県医師会と常に緊密な連携と協調をとることができると認められる者の中から、第23条に定める執行委員会において選出するものとする。
2 委員長は、本連盟を代表し、業務を執行する。

(副委員長)

第10条 副委員長は、執行委員会の決議を経て、委員長が会員の中から委嘱する。
2 副委員長は、委員長を補佐

し、業務を執行する。
3 副委員長は、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(常任執行委員)

第11条 常任執行委員は、執行委員会の決議を経て、委員長が会員の中から委嘱する。

2 常任執行委員は、本連盟の業務を分担して業務を執行する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、概ね2年間とする。
2 役員の任期が終了しても、後任の役員が選任されるまでは、役員は引き続きその職務を行わなければならない。

(執行委員)

第13条 本連盟に執行委員を置き、執行委員会の構成員とする。

2 執行委員は、会員のうち、次に掲げる者とする。

- (1) 各地区医師連盟の委員長が推薦する者 各3名
- (2) 各地区医師連盟における負担金納入者数を基準として、30名以内については1名、30名を超えるものについては30名又はその端数を加えるごとに1名を加えたものとする。

3 執行委員の任期は、役員の任期と同様とする。

(業務委員)

第14条 本連盟に、次の業務委員を置く。
(1) 会計責任者 1名

- (2) 会計責任者職務代行者 1 名
(3) 会計監督者 2 名
- (会計責任者)
第15条 会計責任者は、委員長が執行委員の中から委嘱する。
- 2 会計責任者は、本連盟の経理を担当する。
- (会計責任者職務代行者)
第16条 会計責任者職務代行者は、委員長が執行委員の中から委嘱する。
- 2 会計責任者職務代行者は、会計責任者に事故があるときは、その職務を代行する。
- (会計監督者)
第17条 会計監督者は、委員長が執行委員の中から委嘱する。
- 2 会計監督者は、本連盟の経理を監査する。
- (業務委員の任期)
第18条 業務委員の任期は、役員の任期と同様とする。
- 2 業務委員の任期が終了しても、後任の業務委員が選任されるまでは、業務委員は引き続きその職務を行わなければならない。
- (顧問)
第19条 本連盟に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、執行委員会の決議を経て、委員長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、役員の任期と同様とする。
- 4 顧問は、次の職務を行う。
- (1) 委員長の相談に応じること
(2) 業務に関して参考意見を述べること
- (会議)
第20条 本連盟の会議は、次のとおりとする。
- (1) 常任執行委員会
(2) 執行委員会
- (常任執行委員会)
第21条 常任執行委員会は、委員長、副委員長、常任執行委員をもって構成し、委員長が召集して、その議長となる。
- 2 常任執行委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 常任執行委員会の決議は、過半数をもって行う。
- (常任執行委員会の任務)
第22条 常任執行委員会は、次の職務を行う。
- (1) 本連盟の業務執行の決定
(2) その他本連盟の業務に関する事項
- (執行委員会)
第23条 執行委員会は、役員、業務委員及び執行委員をもって構成し、委員長が召集して、その議長となる。
- 2 執行委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 3 執行委員会の決議は、議長を除く出席者の多数決による。可否同数の場合は、議長が決定するものとする。

鳥取県医師連盟執行委員・役員等名簿

[敬称略]

平成 24 年 7 月 19 日

役職名	氏 名
委員長	岡 本 公 男
副 委 員 長	魚 谷 純
常 任 執 行 委 員	吉 中 正 人 明 穂 政 裕
	板 倉 和 資 池 田 宣 之
	野 坂 美 仁
執 行 委 員	(東部 8 名)
	渡 辺 憲 吉 田 眞 人
	岡 田 克 夫 瀬 川 謙 一
	松 浦 喜 房 森 谷 英 暢
	小 林 恭 一郎
	(中部 6 名)
	清 水 正 人 武 信 順 子
	新 田 辰 法 雄 孝 松 田 浩 隆 司
	(西部 10 名)
	安 達 敏 明 石 井 敏 雄
	笠 木 正 哲 朗 神 作 中 米
	小 林 哲 義 信
	辻 田 飛
	業務委員 (会計責任者)
	清 水 正 人
	業務委員 (会計責任者職務代行者)
	岡 田 克 夫
	業務委員 (会計監督者)
	新 田 辰 雄 石 井 敏 雄

- (執行委員会の任務)
第24条 執行委員会は、次の職務を行う。
- (1) 本連盟の運営に関する事項
(2) その他本連盟の重要な業務に関する事項
- 2 執行委員会をもって、本連盟の最高議決機関とする。
- (経費及び交付金)
第25条 本連盟の経費は、会員の負担金、寄付金、その他の収入金をもって充当する。
- 2 本連盟は、各地区医師連盟に対し、必要がある場合に、交付金を交付することができる。交付金の額は、執行委員会の決議を経て、委員長が定める。
- (会計年度)
第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。
- 附則
1. この規約は、平成24年4月1日から施行する。
- (事務局)
第27条 本連盟に事務局を置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、委員長が別に定める。
- (規約の変更)
第28条 この規約は、執行委員会の決議を経なければ変更することができない。

平成23年度鳥取県医師連盟収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

款	項	予算額	収入済額	差引残額	摘 要
1. 会 費		11,540,000	11,492,500	- 47,500	東部 4,215,000円 中部 1,960,000円 西部 5,317,500円
	1. 会 費	11,530,000	11,492,500	- 37,500	
	2. 特別会費	10,000	0	- 10,000	
2. 寄付金		3,000,000	3,984,000	984,000	交付金 2,984,000円 第3回日医連医政活動研究会助成金 1,000,000円
	1. 日医連寄付金	3,000,000	3,984,000	984,000	
3. その他の収入		1,000	2,104	1,104	普通預金利息
	1. 雑 入	1,000	2,104	1,104	
4. 繰越金		11,000,000	12,540,334	1,540,334	前年度繰越金
	1. 繰越金	11,000,000	12,540,334	1,540,334	
収 入 合 計		25,541,000	28,018,938	2,477,938	

【支出の部】

款	項	予算額	支出済額	差引残額	摘 要
1. 事務費		200,000	54,816	- 145,184	電話代、印刷費、送料他
	1. 一般事務費	200,000	54,816	- 145,184	
2. 組織活動費		3,850,000	3,036,937	- 813,063	第3回日医連医政活動研究会 講師謝金・諸経費 916,653円
	1. 旅 費	2,000,000	1,024,810	- 975,190	
	2. 会議費	500,000	232,087	- 267,913	
	3. 懇談会費	1,000,000	1,714,741	- 714,741	
	4. 負担金	50,000	0	- 50,000	
	5. 広報費	300,000	65,299	- 234,701	医師連盟TOTTORI (1 回発行)
3. 選挙関係費		1,000,000	0	- 1,000,000	
	1. 寄付金	1,000,000	0	- 1,000,000	
4. 寄付交付金		9,653,000	9,586,400	- 66,600	負担金 @20,000円×373人=7,460,000円 東部 555,000円 中部 255,000円 西部 690,000円 @2,700円×232人
	1. 日医連負担金	7,500,000	7,460,000	- 40,000	
	2. 地区連絡費	1,500,000	1,500,000	0	
	3. 支部交付金	653,000	626,400	- 26,600	
5. その他の経費		10,838,000	0	- 10,838,000	
	1. 予備費	10,838,000	0	- 10,838,000	
支 出 合 計		25,541,000	12,678,153	- 12,862,847	

収支差引残額 15,340,785円は平成24年度へ繰越